

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成19年4月24日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 届出の概要

(1) 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社マイカル 大阪府大阪市中央区久太郎町3丁目1番30号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

宇多津ショッピングデパート 綾歌郡宇多津町1784番地99

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 管財人 岡田元也

変更後 代表取締役 川本敏雄

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

株式会社マイカル

変更前 管財人 岡田元也

変更後 代表取締役 川本敏雄

ウ 大規模小売店舗において退店した小売業者の名称及び住所

株式会社名物かまど 坂出市江尻町1247番地

株式会社グリーン館ミヤハラ 岡山県倉敷市堀南755番地の1

株式会社マツダ 丸亀市本町132番地

株式会社マナ・ティー 広島県広島市安佐北区落合1丁目11番23号

エ 大規模小売店舗において新たに小売業を行う者の名称及び住所

株式会社藤久 愛知県名古屋市名東区高社1丁目210番地

(4) 変更年月日

平成18年5月25日

(5) 変更理由

(3)のアの事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更のため

(3)のイの事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更のため

(3)のウの事項 大規模小売店舗において小売業を行う者が退店したため

(3)のエの事項 大規模小売店舗において小売業を行う者が入店したため

2 届出年月日

平成19年4月12日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び宇多津町産業振興課

(2) 縦覧期間

平成19年4月24日（火曜日）から同年8月24日（金曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成19年8月24日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び宇多津町産業振興課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

(1) 記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

(2) 提出先

郵便番号760-8570 高松市番町4丁目1番10号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ